

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200309	株式会社エスアール ティー(法人番号 4260001000779) 代表 者服部哲	岡山県岡山市北区伊島町2 丁目20-23	岡山営業所	岡山県岡山市北区富吉 2944-11	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法 第27条第3項	平成31年2月18日、同年3月27日及び同年4月1 日、継続監視の監査対象であることを端緒とし て監査実施。6件の違反が認められた。 (1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第 1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7 条の2第1項)、(3)運送引受書の記載事項義務 違反(運輸規則第7条の2第1項)、(4)乗務等 の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、 (5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則 第37条第1項)、(6)運行管理補助者の選任届出 義務違反(運輸規則第68条)	12	12
20200310	有限会社メイプル交通 (法人番号 2240002054448) 代表 者木城湖之	広島県三原市大和町大字 大草5789-1	本社営業所	広島県三原市大和町大字 大草5789-1	事業停止(3日間)、輸送 施設の使用停止(320日 車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第12条第1項、法第15条 第1項、法第23条第1 項、同条第3項及び法第 27条第3項	令和元年6月12日、同年6月24日、同年7月11日 及び同年8月2日、継続監視の監査対象である ことを端緒として監査実施。17件の違反が認め られた。 (1)運賃料金、運送約款の揭示義務違反(法第 12条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(営 業所の位置)(法第15条第1項)、(3)運行管理者 の選任義務違反(法第23条第1項)、(4)運行管 理者の選任解任届出違反(法第23条第3項)、 (5)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第 1項)、(6)運送引受書の記載事項義務違反(運 輸規則第7条の2第1項)、(7)点呼の実施義務違 反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(8)点呼 の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5 項)、(9)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則 第25条第2項)、(10)運行指示書記載事項義務 違反(運輸規則第28条の2第1項)、(11)乗務員 台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1 項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(運 輸規則第38条第1項)、(13)運転者に対する指導 監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1 項)、(14)特定の運転者に対する特別な指導義 務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)特定運転 者に対する適齢診断受診義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(16)整備管理者の研修受講義 務違反(運輸規則第46条)、(17)運行管理者の 講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48 条の4第1項)	32	32
20200316	奥出屋運送株式会社 (法人番号 8260001019618) 代表 者奥村哲美	岡山県久米郡美咲町打穴 中1030-1	本社営業所	岡山県久米郡美咲町打穴 中1030-1	輸送施設の使用停止 (140日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法 第27条第3項	令和元年8月27日及び同年11月13日、情報提 供を端緒として監査実施。10件の違反が認めら れた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事 前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受 書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、 (3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反 (運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項 義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等 の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2 項)、(6)運行指示書記載事項義務違反(運輸規 則第28条の2第1項)、(7)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)特定 の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸 規則第38条第2項)、(9)特定の運転者に対する 適齢診断受診義務違反(運輸規則第38条第2 項)、(10)運行管理補助者の選任届出義務違反 (運輸規則第68条)	14	14